

Lexmark 標準購入条件。

第 1 条: 概要

以下の購入条件（以下「本条件」）は、この注文書の最初のページに記載されている Lexmark が、購入注文書の提出先である相手方当事者（以下「サプライヤ」）から製品（以下「本製品」）またはサービス（以下「本サービス」）を購入する際のすべての注文書に適用されます。この購入注文書、および本書に組み込まれる文書は、Lexmark とサプライヤ間の完全な合意を構成するものとし（以下「本注文書」）、本書の締結以前に書面または口頭により取り交わされた両当事者間に存在する合意事項および本書の主題に関連する合意事項は、すべて確実に取り消されることになります。サプライヤの販売条件またはサプライヤが本注文書に関連して発行するその他の文書は、本条件から確実に除外されます。本製品/本サービスが記載された本注文書の日付の時点で両当事者間における基本契約が発効しており、当該基本契約と本注文書の条件に不一致があるときは、基本契約の条件が優先します。Lexmark は、本サプライヤに「注文変更書」を発行することにより、いつでも注文書を変更できるものとします。本注文書は、a) 本製品/本サービスの納入、または b) サプライヤが注文書を受領してから 5 営業日のうちのいずれか早い方の時点で、サプライヤによって承諾されたものとみなされます。

第 2 条: 納入

本条件に基づく本製品/本サービスの納入は、期限厳守とします。サプライヤは、注文書に記載された納入場所および日（以下「納入日」）に本製品を納入し、および/または本サービスを履行するものとします。本製品の納入は、月曜日から金曜日の 8:00 am ~ 12:00 pm および 1:30 pm ~ 4:00 pm までの間、または両当事者の別途合意に従って行われるものとします。

サプライヤは、本注文書に基づいて提供される化学物質または危険物に適切なラベルを貼付したこと、および連邦、州および現地のすべての法規に従って、化学物質安全データシートなどの物質に関する適切な情報が Lexmark に提供されたことを証明するものとします。

第 3 条: 原産地

サプライヤは、請求書および納品書に納入する本製品の原産地を記載しなければなりません。サプライヤは、納入する本製品の原産地確認書に誤りまたは不正確な記述があったため、Lexmark に支出および損害が発生したときは、そのすべてを Lexmark に補償するものとします。

第 4 条: 出荷

本製品の包装は、製品および輸送方法に関する業界基準に準拠する必要があります。包装は注文書の最初のページに記載された指示に従って行い、数量または総重量および正味重量を記載するものとします。包装は、輸送および輸送経路に関する現地規則および国際規則のすべてを遵守する必要があります。本製品/本サービスの納入に関連する書類または納入の際に添付する書類のすべてには、注文書の番号を記載するものとします。輸送経路は、注文書の表面に記載された輸送経路ガイドラインに従います。前払い運送料は、支払い済みの運賃請求書または同等の書類によって支払いを証明しなければなりません。別段の定めがない限り、サプライヤは、仕向地持込み渡し条件（DAP 条件）で出荷するものとします。

請求書の支払いについては、Lexmark が承認した重量および数量のみが考慮され、支払いが確定されるものとします。納品書の記載漏れまたは誤りに起因する支出は、すべてサプライヤの責任とします。

第 5 条: 所有权の移転

本注文書に別段の記載がない限り、また上記の出荷条件の定めにかかわらず、本製品の所有権は、本注文書に従った本製品の Lexmark への納入と Lexmark による受け入れが行われるまではサプライヤに帰属し、Lexmark には移転しないものとします。

第 6 条: 検査

Lexmark は、納入日の時点または納入日後に、本製品を検査する権利を留保します。Lexmark が本製品の中に不良品または不適合品があるとの判断を下した場合、Lexmark は、本製品の全部または一部を拒絶したうえ、当該拒絶品を

サプライヤの危険負担においてサプライヤに返品できるものとします。検査、承認および支払いが行われても、本製品の受け入れが行われた、または Lexmark の検査権もしくは救済を求める権利が放棄されたとみなしてはなりません。

第 7 条: 価格

本製品/本サービスの価格は、本注文書に記載された価格（以下「本価格」）とします。別途書面で合意されない限り、本価格には、消費税が含まれるものとします。あらゆる種類の追加の請求は（箱詰め、コンテナ使用、荷車運搬、保険または輸送（プレミアム輸送を含みます）等に関する請求を含みますが、これらに限定されません）、Lexmark が書面で承認しない限り、認められません。合意書面に別途記載がない限り、効力を有する制定法に基づいてサプライヤが負担する関税および雑税の支払いについては、Lexmark に対して訴訟が提起されてはならないものとします。

第 8 条: 請求書、支払い

サプライヤは、(a) 本注文書の番号が記載された請求書を、(b) 注文書に記載された Lexmark の住所宛て、(c) 本製品/本サービスの納入から 30 日以内に提出するものとします（以下「正確な請求書」）。上記の定めが遵守されないときは、Lexmark によって請求書が拒絶される場合があります。サプライヤは、本製品/本サービスが納入されるまでは請求を行ってはならず、Lexmark は、納入日前に受領した請求書を拒絶する権利を留保します。

Lexmark は、本注文書に記載された条件/料率に従ってサプライヤへの支払いを行います。正確な請求書に対する支払いについては、Lexmark による受領から 60 日以内に資金を提供します。請求書に関して争いがある場合は、Lexmark は、当該請求書の支払期日が到来する前にその旨をサプライヤに通知します。

Lexmark は、本請求書に基づくサプライヤに対する債務額と、本注文書または他の取引に基づく Lexmark に対する債務額とを相殺する権利を留保します。

第 9 条: Lexmark の支給品

Lexmark から提供されるか Lexmark によって支払いが行われる治工具、機器、材料、交換品

もしくは付属品および/または書類は、常に Lexmark の財産であり、サプライヤは、Lexmark のための履行業務に関してのみ、これらを使用するものとします。サプライヤが管理する Lexmark の支給品については、以下の定めを適用するものとします。(i) 支給品の管理は、サプライヤの危険負担において行われること（サプライヤは滅失毀損に備えて保険を付保する責任を負います）。(ii) Lexmark はいつでも支給品を撤去できること。(iii) 支給品の保守管理および修理は、サプライヤが自らの費用負担で行う必要があること。

第 10 条: 秘密保持

サプライヤは、本注文書に基づいて Lexmark から提供されるすべての情報を秘密とみなし、Lexmark の書面による許可を取得しない限り、かかる情報を他者に開示したり、本契約を履行する以外の目的に使用したりしないものとします。本条は、サプライヤが Lexmark のために作成した本注文書に関連する図面、仕様、その他の文書にも適用されます。

第 11 条: 解除

Lexmark は、理由の有無を問わずサプライヤに書面による通知を行って、本注文書の全部または一部を解除できるものとします。上記の通知を受領したときは、サプライヤは、直ちに作業を中止し、解除された作業に関連する範囲ですべての注文を終了するものとします。Lexmark が何らかの理由により本注文書を解除した場合、サプライヤが受けとができる唯一の救済は、解除日前に Lexmark が受領し受け入れた本製品/本サービスに関する支払いを受けることのみとします。Lexmark は、材料費、労務費または見込み利益の喪失については、サプライヤに対して一切責任を負いません。

第 12 条: 保証

サプライヤは、納入日から 12 か月間、すべての本製品/本サービスについて、以下のすべてを保証するものとします。(a) 新品であること、ならびに製造工程、材料および設計上の瑕疵は存在しないこと。(b) 本注文書および適用のある仕様を遵守していること。(c) 所定の目的に適合しており、意図されたとおりに動作すること。(d) 先取特権、担保権その他の負担は

一切ないこと。(e) 第三者の知的財産権の侵害や不正使用は存在しないこと。さらにサプライヤは、本注文書に基づいて本製品/本サービスが Lexmark に納入、履行および/または提供される国で適用される、腐敗行為防止法および贈収賄防止法の一切を遵守することを保証するものとします。上記の保証は、納入、検査、受け入れまたは支払いの後も存続するものとします。上記の保証は累積的な保証とし、法律または衡平法に基づいて提供される他の保証に追加されます。適用のある出訴期限の開始は、Lexmark が不適合を発見した日からとします。

納入された本製品に瑕疵があるかまたは本製品が本注文書および関連の製品仕様を遵守していない場合、Lexmark は、Lexmark が法律または衡平法上利用できる権利または救済を制限されることなく、以下のいずれかを実施する権利を有するものとします。(i) サプライヤの危険および費用負担において、本注文書または関連の仕様を遵守した本製品の納入を要求する（この場合、Lexmark は、サプライヤの費用負担で瑕疵のある本製品をサプライヤに返品するものとします）。(ii) 購入価格の減額を要求する。(iii) サプライヤに対して何ら責任を負うことなく、本注文書の全部または一部を直ちに解除する。(iv) 本サービスに瑕疵または不遵守があった場合は、Lexmark が要求した時点で、サプライヤの単独の費用負担で本サービスを再履行させる。

第 13 条: 責任の制限

本書に記載されたサプライヤの補償義務および秘密保持義務を除き、Lexmark およびサプライヤは、間接損害、特別損害、派生的損害または懲罰的損害については、損害の種類を問わず、またはそのような損害が発生する可能性を知らされていた場合でも、相手方に対して責任を負わないものとします。いかなる場合でも、Lexmark がサプライヤに対して負担する賠償責任の総額は、本注文書の金額を超えないものとします。

本契約に別段の定めがある場合でも、サプライヤは、本注文書の履行期間中に Lexmark または第三者が被った、Lexmark の動産および不動産ならびに Lexmark の従業員に対する損失

または損害については（財産的損害、死亡、または身体傷害等が含まれますが、これらに限定されません）、責任を負うものとします。

第 14 条: 補償

(a) 本製品/本サービスが第三者の商標、営業秘密、著作権、特許またはその他の知的財産権を侵害し、(b) そのような侵害が本注文書に基づくサプライヤの作為または不作為によって直接または間接的に引き起こされたものである場合において、本製品/本サービスまたは本注文書に起因または関連して損害賠償、罰金、請求、損失、損害および/または費用（弁護士料等を含みますが、これに限定されません）が実際に発生するか、および/またはそのような申立てがなされたときは（以下それぞれを「本請求」）、サプライヤは、本請求のすべてに関して Lexmark、その関係会社、役員、取締役、代理人、下請業者、コンサルタントおよび従業員を免責し、補償を提供し、防御を行うものとします。

第 15 条: 保険

サプライヤは、最低でも一般賠償責任保険、製造物責任保険および完成作業に関する賠償責任保険（最低責任限度額：損失 1 事故あたり 2 億円）、財産保険契約（完成品に関する保険金請求を対象とするもの）、労働災害使用者賠償責任保険（法律が要求する場合は、労働災害保険を含むもの）が含まれる、業界で通常適用される条件が記載された第三者の賠償責任保険契約を維持するものとします。上記の保険は一次保険とし、本注文書またはその他に基づくサプライヤの責任を制限しないものとします。サプライヤは、Lexmark の要求に応じて、適切な保険契約を付保したことの証拠を提出するものとします。上記よりも補償限度額が下回るときは、事前に Lexmark の書面による同意を得る必要があります。

第 16 条: 譲渡

本サプライヤは、本注文書を第三者に譲渡、移転、委譲または請け負わせてはならず、そのような譲渡または移転の試みは、すべて無効となり、効力を有しないものとします。

第 17 条: 公表

サプライヤは、Lexmark の上級管理職および Lexmark の広報部門から明示的な書面による

承認を取得しない限り、販売促進活動、サプライヤのウェブサイトまたはその他のパブリックコミュニケーションにおいて、本注文書の存在、Lexmark の商号、マークもしくはその派生物、またはサプライヤの顧客であるという Lexmark の立場を使用しないものとします。

第 18 条: 一般条項

a) 本注文書は日本の法律を準拠法とし、本注文書および本注文書に関連する紛争は日本の法律に従って解釈されるものとします。ただし、同法の抵触法に関する規定は、適用されません。両当事者は、本注文書には国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないことに同意します。

b) サプライヤは Lexmark に対し、適用のあるすべての法律、規則および条例を遵守していること、本注文書の履行期間中も当該法令の遵守を継続すること、ならびに自社の従業員、代理人、請負業者および下請業者（以下「本人員」）にも当該法令を遵守させることを保証し、表明するものとします。サプライヤは、本注文書に基づく自己の義務を遂行するために法律で要求されるあらゆるライセンス、認可、承認、同意および許可を取得して、有効に維持するものとします。すべての本人員は、業界の最高基準に照らして本サービスを履行するにふさわしい者であるものとします。サプライヤは、本注文書に基づいて本製品の販売に関わるすべての国の輸出入法令を遵守するものとします。政府の輸出入通関が必要となる本物品の出荷については、サプライヤがすべての責任を負います。サプライヤが法律、命令、規則、条例および規制を遵守しなかったことが原因で Lexmark に罰金が科されたときは、(b) プライヤは、罰金および罰金に付帯する費用および支出を支払うか、または支払金を Lexmark に償還することを承諾するものとします。サプライヤの本人員が Lexmark の敷地または建物に立ち入る必要があるときは、サプライヤは、その範囲で本人員に、Lexmark のポリシー（適用される健康、安全および環境に関するポリシー等を含みますが、これらに限定されません）を遵守させるものとします。

c) サプライヤは、Lexmark の従業員、請負業者またはそれらの者の家族に対して、いかなる

種類の贈答も謝礼も提供し、または申し出はありません。サプライヤおよび Lexmark は独立契約者であり、相手方の従業員または代理人ではありません。

d) 本書に別段の定めがない限り、本注文書のいずれかの規定の権利放棄は、権利放棄を行う当事者が署名した書面によって行われない限り、いかなる効力も発生しないものとします。いずれかの当事者が本注文書のいずれかの規定について、相手方当事者による厳格な遵守を主張しなかった場合でも、これをもって当該規定についての権利放棄または本注文書に記載された他の規定の権利放棄とみなしてはならないものとします。違反の発生時にいずれかの当事者が何らの行動も起こさなかった場合でも、本注文書に記載された同じ規定または他の規定の以後の違反についての承認または権利放棄とみなしてはならないものとします。

e) 本書に基づくすべての通知は、配達証明付きの書留郵便を利用して、書面で行われることを要し、a) サプライヤの場合は、本注文書の最初のページに記載された住所に宛て、b) Lexmark の場合は、以下の住所に宛て、(i) 国内郵便による送付の場合は、送付後 5 日、(ii) 国際郵便による送付の場合は、送付後 7 日、または (iii) 翌日配達指示書を付けて一般に認められた宅配便に預託した場合は、預託後 2 日が経過した時点で、適切に送付されたとみなされます。

Lexmark International K.K

気付: Global Sourcing Manager

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-5-2

東宝日比谷プロムナードビルディング11階

a) 本書に明示的な別段の記載がない限り、当事者が利用できるすべての救済は累積的なものとし、救済に関する規定がある場合でも、当事者は、コモンロー、衡平法その他等に基づいて利用できる他の救済を求めることが妨げられないものとします。本注文書のいずれの規定も、当事者が有効な法律裁判所または衡平法裁判所において、即時差止めによる救済を他方当事者に提起することを妨げないものとします。いずれの当事者も、本書に基づく不履行が、自己の合

理的な支配を超える事由により、自己の過誤または過失なく、相当な努力を尽くしたにもかかわらず発生したものであるときは、不履行を理由とする責任を問われないものとします。サプライヤの不履行が本第 18(f) 項に基づき 5 日 を超えて免責される場合、Lexmark は、書面で通知して、サプライヤに対して何ら責任を負うことなく、本注文書を解除できるものとします。